

○厚生労働省告示第二百三十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月六日

厚生労働大臣 細川 律夫

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
社団法人愛知県薬剤師会	浅井 彦治	亀井 春枝	平成二十三年四月一
財団法人宮崎県公衆衛生センター	太田 英夫	津曲 文雄	日